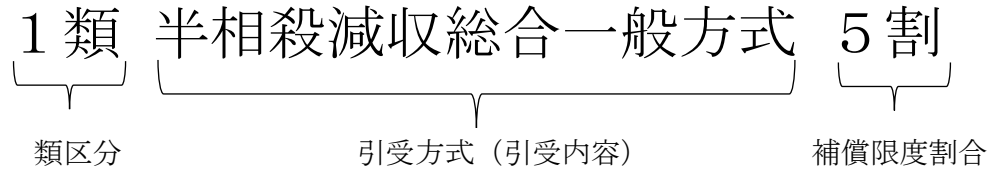


## 危険段階別共済掛金率の表について

- ・共済掛金区分とは下記を表す。



- ・類区分（くりは類区分無し）

共 済 目 的	類 区 分	
うんしゅうみかん	1 類	早生うんしゅうの品種のうんしゅうみかん
	2 類	普通うんしゅうの品種のうんしゅうみかん
	4 類	品種に関わらず、全相殺方式（全相殺方式のうち帳簿を使用する方式のみ）又は地域インデックス方式に加入する場合
	5 類	品種に関わらず、災害収入共済方式に加入する場合。
ぶどう	1 類	早生の品種のぶどう（4類に属するものを除く。）
	2 類	中生の品種のぶどう（4類に属するものを除く。）
	3 類	晩生の品種のぶどう（4類に属するものを除く。）
	4 類	ぶどうのうち、プラスチックハウスを用いて栽培されるもの
	5 類	品種や栽培方法に関わらず、全相殺方式（全相殺方式のうち帳簿を使用する方式のみ）又は地域インデックス方式に加入する場合
	6 類	品種に関わらず、プラスチックハウスを用いて栽培されるもの以外で、災害収入共済方式に加入する場合

・引受方式（引受内容）及び補償限度割合

方式	補償限度割合	支払開始割合	補償の内容
全相殺減収方式	5割	4割	農家単位で増収分と減収分とを相殺して損害を把握する方式で、果実の減収量が基準収穫量の2～4割を超えた場合に共済金を支払います。
	6割	3割	
	7割	2割	
全相殺品質方式	5割	4割	農家単位で増収分と減収分とを相殺して損害を把握する方式で、果実の減収及び品質の低下による減収量が基準収穫量の2～4割を超えた場合に共済金を支払います。
	6割	3割	
	7割	2割	
半相殺減収総合一般方式	5割	5割	農家単位で果実の減収量が3～5割を超えた場合に共済金を支払います。責任期間は加入申込をした年の翌年の収穫期までです。
	6割	4割	
	7割	3割	
半相殺減収総合短縮方式	5割	5割	農家単位で果実の減収量が3～5割を超えた場合に共済金を支払います。責任期間が加入申込をした年の収穫期までの短い方式です。
	6割	4割	
	7割	3割	
地域インデックス方式	7割	3割	農家単位で統計単収を用いて損害を把握し果実の減収による損害を補償します。
	8割	2割	
	9割	1割	
災害収入共済方式	補償割合	6割	農家単位で果実の減収又は品質の低下があり、かつ生産金額が基準生産金額の8～6割に達しない場合に共済金を支払います。
		7割	
		8割	

・組合員負担共済掛金率

組合員負担共済掛金率は、共済掛金の1/2を国が負担しているため、表示されている掛金率の1/2となります。